

# 意思表示の瑕疵（錯誤・意思の不存在）

©甲斐行政書士事務所

## 1 はじめに

### （錯誤）

第95条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

#### 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

2 前項第2号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第1項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。

二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

4 第1項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

錯誤（民法95条）は、効果意思と表示行為が食い違う点で、心裡留保や虚偽表示と共通する。

しかし、心裡留保は表意者がその食い違いを認識しており、虚偽表示は食い違いを表意者と相手方が認識しているが、錯誤は食い違いを誰も認識していない点で異なる。

意思を欠く意思表示は無効とするのが民法の原則的立場（意思無能力による無効・心裡留保による無効・虚偽表示の無効）であるが、錯誤に基づく意思表示を取り消すことができるとすることで、表意者を保護する一方、意思表示が有効であると信頼した相手方の取引安全を保護するために、錯誤取消の主張が認められるための要件を限定し、両者の調和を図った。

## 2 意思の不存在の錯誤：「意思表示に対応する意思を欠く錯誤」（95条1項1号）

### （1）内容の錯誤

# 意思表示の瑕疵（錯誤・意思の不存在）

◎甲斐行政書士事務所

表意者は効果意思通りの表示行為を行ったが、その表示行為がもつ意味を誤解していたため、「意思表示に対応する意思を欠」いている状況

効果意思→A 不動産を買いたい。

表示行為→B 不動産を買いたい。

## （2）表示上の錯誤

表意者は、A 不動産を買うつもりで、言い間違いや、書き間違いにより、B 不動産を買うと表示行為をおこなう状況→「意思表示に対応する意思を欠」いている状況

効果意思→A 不動産を買いたい。

表示行為→B 不動産を買いたい。

## 3 取消要件

意思表示が「意思表示に対応する意思を欠く錯誤」に**基づく**（主観的因果関係）ものであり、「その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なもの」であるとき（95条1項・95条1項1号）

表意者を過大に保護し、軽微な錯誤取消を認めてしまうと相手方の利益を著しく害するため、錯誤（表意者の認識と事実が一致しないこと）の重要性を要求して、取消要件に限定を加えている。

事案に即して具体的に判断していく。

### （1）「意思表示に対応する意思を欠く錯誤」（心裡留保・虚偽表示と共通）

意思表示の内容を確定し、表意者の意思を明らかにしたうえで、両者が一致するか。

### （2）（1）を表意者が知らない。

# 意思表示の瑕疵（錯誤・意思の不存在）

◎甲斐行政書士事務所

(3)「その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要」

心裡留保無効や虚偽表示無効からもわかる通り、意思を欠くことにより意思表示が当然無効とならず、相手方保護の必要性を考慮しなければならない。

そこで、意思の不存在の錯誤取消しは、相手方を害することになっても表意者を保護することが妥当な場合に限られるべきとして、客観的重要性要件がある。

売買契約において売主＝いくら支払ってもらえるか

買主＝いくら払えば物を取得できるか。 関心がある。

物の同一性や数量、代金額、物の価値と代金額は釣り合っているか。

客観的重要性が肯定できそう→事案ごとに判断。以上